

< 令和6年度 >

# 浦安市貨物運送事業者 物価高騰対策支援給付金

— 申請の手引き —

【申請期間】

令和7年2月3日(月) ~ 3月14日(金)

浦安市 市民経済部 商工観光課

<受付時間>

平日 8:30 ~ 17:00

<電話番号>

047-712-6295 (直通)

## 概 要

物価高騰により、影響を受けている貨物運送事業者の事業継続への負担軽減を図り、地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、「浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金」(以下、「本給付金」という。)を交付します。

### **交付対象者** 次のⅠ～Ⅶをすべて満たすこと

- Ⅰ. 令和6年12月1日までに、貨物運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業もしくは特定貨物自動車運送事業の許可もしくは認可を受け、または貨物軽自動車運送事業の届出を行っており、当該事業を営んでいること
- Ⅱ. 資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の法人または常時使用する従業員の数が300人以下の法人または個人であること
- Ⅲ. 令和6年12月1日時点において市内に営業所を有すること
- Ⅳ. 物価高騰の影響を受け、事業継続への負担が生じていること
- Ⅴ. 自ら走行する貨物自動車運送事業用の自動車が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること
  - ア 自動車検査証(車検証)に記載された使用者の氏名または名称が本給付金の交付を受けようとする者と同一であって、登録年月日が令和6年12月1日以前であり、かつ、使用の本拠の位置が浦安市内であること
  - イ 軽自動車届出済証に記載された使用者の氏名または名称が本給付金の交付を受けようとする者と同じであって、届出の日が令和6年12月1日以前であり、かつ、使用の本拠の位置が浦安市内であること
- Ⅵ. 本給付金の交付を受けたあとも、引き続き浦安市内で事業を継続する意思があること
- Ⅶ. 納期限が到来した市税を完納している者であること

※ 令和5年度に実施した「浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金」の交付を受けた方も、今回の交付要件を満たしている場合は本給付金の申請を行うことができます。

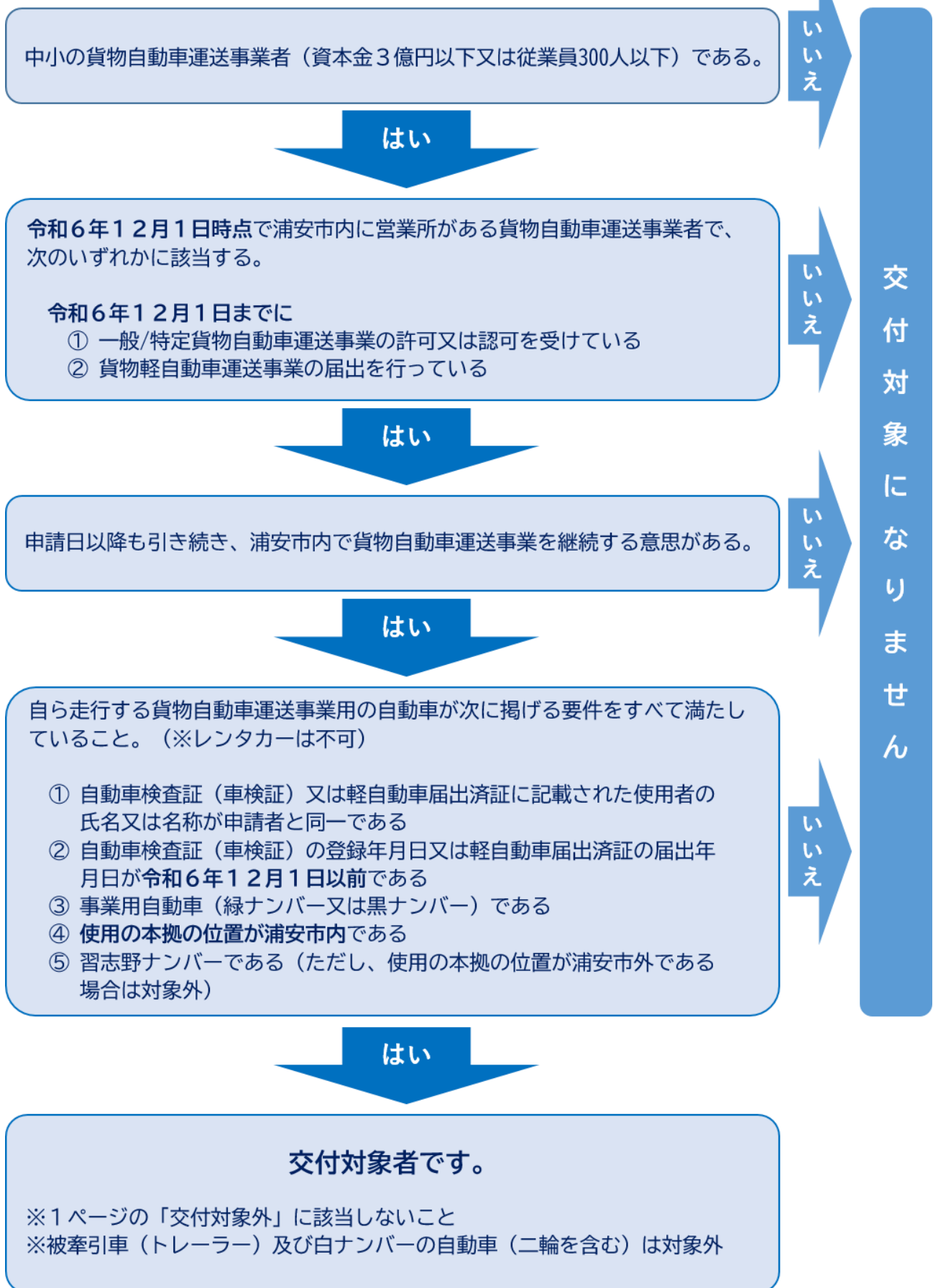
### **交付対象外** 次のⅠ～Ⅳのいずれかに該当する方は対象外です

- Ⅰ. 本市が実施する障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金、介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金または公共交通事業者物価高騰対策支援給付金の交付決定を受けた者
- Ⅱ. 浦安市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらの者と密接な関係を有すると認められる者
- Ⅲ. 本申請期間中に既に本給付金の交付を受けた者
- Ⅳ. その他市長が適当でないとする者

給付金交付後に、給付対象の要件に該当しないことが判明した場合や、虚偽・その他不正の手段により給付金の交付を受けた場合には、交付の決定を取り消すと同時に、交付金額の全額または一部を返還していただきます。また、これに伴い加算金及び延滞金を請求する場合があります。

## 給付金の概要

### 給付金対象判定フロー図（概略版）



## 給付額

事業用自動車の種別	給付額
一般/特定貨物自動車 (普通・小型(二輪以外)・大型特殊)	1台につき 23,000円
貨物軽自動車 (軽自動車・小型(二輪のみ))	1台につき 8,000円

※被牽引車(トレーラー)及び白ナンバーの自動車(二輪を含む)は対象外です。

## 給付金の申請方法、申請期間

必要書類を郵送または窓口にて提出してください。ご不明な点は、市へお問い合わせください。

### 郵送送付先

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1  
浦安市 市民経済部 商工観光課  
貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金担当 宛

### 窓 口

浦安市役所 3階 商工観光課  
〈受付時間〉平日 8:30~17:00

### 申請期間

令和7年2月3日(月)~3月14日(金) 消印有効

## 必要書類一覧 (第1号様式・第2号様式は市HPからダウンロードできます)

必 要 書 類	法人	個人
浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金交付申請書兼交付請求書(第1号様式)	○	○
誓約書(第2号様式)	○	○
完納証明書(発行から3か月以内のもの)	○	○
履歴事項全部証明書(発行から3か月以内かつ申請時の代表者氏名の記載のあるもの)	○	
申請者名義の本人確認書類の写し(原則、顔写真付きのもの)		○
貨物自動車運送事業に係る許認可書または届出書の写し	○	○
給付対象車両の全ての自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項) または軽自動車届出済証の写し	○	○
通帳表紙の裏面またはキャッシュカードの写し	○	○
委任状(振込先口座が法人名義・本人名義以外の場合/任意様式・要押印)	△	△

◆ その他必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります

## ■完納証明書について

完納証明書とは市税に未納がないことの証明書です。収税課（市役所2階）で取得することができます。完納証明書の交付申請を行う場合は本人確認書類が必要となるほか、法人の代表者以外の方が交付申請を行う場合は委任状（代表者印の押印があるもの）が必要となります。詳しくは、市HPまたは [収税課：047-712-6229](tel:047-712-6229) へお問い合わせください。

▼市HP▼



## ■電子車検証が発行された車両について

令和5年1月4日以降に新規登録や継続検査等の手続きを行った車両については、電子車検証と「自動車検査証記録事項」が発行されています。電子車検証では所有者情報等を確認できないため、「自動車検査証記録事項」の写しの提出が必要です。

「自動車検査証記録事項」を紛失した場合は、「車検証閲覧アプリ」から印刷できます。詳しくは国土交通省電子車検証特設サイト（HP）をご確認ください。

▼特設サイト▼



## ■貨物自動車運送事業に係る許認可書または届出書について

紛失等により許認可書または届出書の写しを提出できない場合は、千葉運輸支局に事業に係る「証明願」を提出し、証明書の交付を受け、それを提出してください。証明願の手続きについては、[千葉運輸支局：043-242-7336](tel:043-242-7336) へお問い合わせください。

また、複数の運輸支局から許可もしくは認可を受けている場合は、関東運輸局の発行した許可書または関東運輸局千葉運輸支局の発行した認可書（個人の場合は届出書）の写しを提出してください。

## ■本人確認書類（個人の場合）について

下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- 個人番号カード（顔写真がある面のみ）
- 写真付きの住民基本台帳カード（顔写真がある面のみ）
- 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る）

※ 第1号様式と第2号様式は市HPからダウンロードしてください

浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金

検索

<https://www.city.urayasu.lg.jp/shisei/jigyosha/1007216/1041450.html>



■自動車検査証等の記載項目について

自動車検査証等に記載されている下記の事項を満たす車両が給付の対象となります。

項目	要件
① 自動車登録番号または車両番号	習志野
② 登録年月日/交付年月日	令和6年12月1日以前
③ 有効期間の満了する日	申請日以降
④ 使用者の氏名または名称	申請者と同一
⑤ 使用の本拠の位置	浦安市内
⑥ 原動機の型式	記載あり（原動機搭載）
⑦ 自動車の種別	普通、小型または軽自動車
⑧ 用途	貨物または特種
⑨ 自家用・事業用の別	事業用
⑩ 燃料の種類	ガソリン、軽油、CNG、LNG、電気、その他のいずれか

**【みほん】** 記録年月日 令和 XX年 XX月 XX日

A  
自動車検査証記録事項

1. 基本情報									
自動車登録番号又は車両番号		習志野 ① XXX ● XXXX							
車台番号		●●●●●●●●							
登録番号/交付年月日		初年度登録年月		令和 XX年 X月		有効期間の満了する日			
令和 6年 4月 22日		令和 XX年 X月		令和 7年 4月 21日				③	
2. 所有者・使用者情報									
所有者の氏名又は名称		株式会社 浦安市役所							
所有者の住所		浦安市猫実1-1-1							
使用者の氏名又は名称		④ ***							
使用者の住所		***							
使用の本拠の位置		⑤ ***							
3. 車両詳細情報									
車名		●●●●●●●●							
型式		●●●●●●●●		原動機の型式					
●●●●●●●●		●●●●●●●●		⑥ ●●●●●●●●					
自動車の種別		普通		用途		貨物		自家用・事業用の別	
⑦		⑧		⑨		事業用			
車体の形状		●●●●●●●●		乗車定員		X人		最大積載量	
XXXX kg		XXXX kg		長さ		XXX cm		幅	
XXX cm		XXX cm		高さ		XXX cm		XXX cm	
前前軸重		前後軸重		後前軸重		後後軸重		総排気量又は定格出力	
XXX kg		-kg		-kg		XXX kg		Kw XXX L	
燃料の種類		軽油		型式指定番号		類別区分番号		⑩	
4. 備考									

別記

第1号様式（第5条第1項）

（宛先）浦安市長

**【法人の場合】**

所在地：本店または営業所の所在地  
 名称：法人の名称  
 代表者職・氏名：履歴事項全部証明書に記載の  
 肩書と同じ表記とする

令和7年 2月 3日

日付は申請期間内（2/3～3/14）  
 であること

〒279-8501

**【個人の場合】**

所在地：法人と同様（個人の住所ではありません）  
 名称：屋号がある場合は記入  
 代表者職・氏名：事業主の氏名を記入

（申請者）所在地 浦安市猫実 1-1-1

名称 株式会社浦安市役所

代表者職・氏名 代表取締役  
 浦安 太郎

印 代 〇 株  
 表 〇 式  
 取 〇 会  
 締 〇 社  
 役 〇  
 〇

浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金交付申請書兼交付

★押印が必要です  
 （※次頁を参照）

浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金の交付を受けたいので、浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金交付規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請及び請求をします。

1 対象となる事業用自動車の台数

- (1) 一般貨物自動車 10 台
- (2) 特定貨物自動車 0 台
- (3) 貨物軽自動車 3 台

対象となる車両の台数を記入  
 （車両1台ごとに車検証または軽自動車届出  
 済証の写しの添付が必要です）

2 交付申請額及び請求額 254,000 円

種別に応じた給付金額に対象台数を  
 乗じた合計額を記入してください  
 （※次頁を参照）

3 振込先

金融機関	浦安	銀行・信用金庫				市役所						
		信用組合・農協				本店・支店 支所・出張所						
	金融機関コード	9	9	9	9	店舗コード	9	9	9			
口座種別	普通	当座			口座番号	1	1	1	1	1	1	1
（フリガナ）	カウラヤスシヤクシヨ ダイヒョウトリシマリヤク ウラヤスタロウ											
口座名義	株式会社浦安市役所 代表取締役 浦安太郎											

申請者と同一名義の口座としてください  
 申請者と異なる名義の口座を指定する場合は委任状（任意様式・要押印）が必要です

## 記入の留意事項

### ■押印について

印影は、請求者と一致させてください（印影に職名が入っていない場合は、請求者の個人印を合わせて押印ください⇒下記の例をご覧ください）。

（例1）印影に請求者の職名まで入っている場合・・・代表者印のみ（個人印は不要）

職・氏名	代表取締役 浦安 太郎	印 代 表 取 締 役 株 式 会 社	職・氏名	●●事業所長 猫実 花子	株式会社 所長印 事業
------	----------------	--	------	-----------------	-------------------

（例2）印影に職名が入っていない（会社名のみ）場合・・・法人印と個人印が必要

職・氏名	代表取締役 浦安 次郎	浦安	株 式 会 社	職・氏名	●●事業所長 猫実 花子	猫実	株 式 会 社
------	----------------	----	------------------	------	-----------------	----	------------------

（例3）個人事業主の場合・・・個人印のみ（職名は不要）

職・氏名	浦安 三郎	浦安
------	-------	----

### ■「交付申請額及び請求額」の記入について

1～4ページで対象となる対象となる事業用自動車を確認し、「1 対象となる事業用自動車の台数」欄に記入した台数をもとに、以下の計算式により合計金額を算出してください。

$$\text{「交付申請額及び請求額」} = (1) + (2) + (3)$$

- (1) 一般貨物自動車 23,000円 × 台数
- (2) 特定貨物自動車 23,000円 × 台数
- (3) 貨物軽自動車 8,000円 × 台数



第2号様式（第5条第1項第1号）

令和7年 2月 3日

（宛先）浦安市長

〒279-8501

日付は申請期間内（2/3～3/14）  
であること

（申請者）所在地 浦安市猫実 1-1-1

名称 株式会社浦安市役所

第1号様式と同様  
（押印は不要です）

代表者職・氏名 代表取締役  
浦安 太郎

誓約書

浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金交付規則の交付申請及び請求に関し、下記の事項について誓約いたします。

記

- 1 浦安市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらのものと密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- 2 申請手続後も市内で引き続き事業の継続をする意思のあること。
- 3 給付金交付の決定後に虚偽その他不正行為が判明した場合には、給付金の返還に応じること。

↓必ず記入してください↓

<通信欄>

※必ず記入してください※

ご担当者所属・氏名	営業部 ・ 猫実 五郎
ご連絡先	047-351-1111

## よくある質問（Q&A）

---

Q 1. 本給付金を前回（申請期間：令和6年2月1日～3月15日）も受給しましたが、今回も受給できますか？

A 1. 今回の交付要件を満たしていれば受給できます。

Q 2. 千葉県の「千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金」との重複受給はできますか？

A 2. 重複受給できます。

Q 3. 市外の車庫に車両を保管していますが、対象となりますか？

A 3. 自動車検査証（車検証）または軽自動車届出済証に記載された使用の本拠の位置が浦安市となっていれば、対象車両となります。

Q 4. 本社または事務所は市外ですが、営業所が市内にある場合は対象となりますか？

A 4. 本社または事務所が浦安市内になくても、営業所を浦安市内に有し、かつ自動車検査証（車検証）または軽自動車届出済証に記載された使用の本拠の位置が浦安市内であれば、対象車両となります。

Q 5. いつ時点の車両が対象となりますか？

A 5. 自動車検査証（車検証）に記載の登録年月日が令和6年12月1日以前であって、申請日時点までに継続して使用している車両が対象となります。

Q 6. 申請日までに営業所を浦安市外に移転した場合も対象となりますか？

A 6. 対象となりません。本給付金は、今後も引き続き浦安市内において事業を継続する事業者を対象としています。

Q 7. 浦安市内の営業所にある他市、他都道府県ナンバーの車両は対象となりますか？

A 7. 対象となりません。習志野ナンバーが対象となります。加えて、自動車検査証（車検証）及び軽自動車届出済証の「使用の本拠の位置」が浦安市内である必要があります。

Q 8. 白ナンバーの車両は対象となりますか？

A 8. 対象となりません。事業用自動車（緑ナンバー及び黒ナンバー）の車両が対象となります。

Q 9. 電気自動車は対象となりますか？

A 9. 貨物自動車運送事業で用いる自動車に該当する緑ナンバーの場合には、対象となります。

Q 10. 二輪自動車は対象となりますか？

A 10. 貨物自動車運送事業で用いる自動車に該当する緑ナンバーの場合には、対象となります。

Q 11. リース車は対象となりますか？

A 11. 緑ナンバーまたは黒ナンバーの車両であって、自動車検査証（車検証）または軽自動車届出済証の使用者の氏名または名称が申請者と同一であれば対象となります。

Q12. 割賦により所有権留保されている車両は対象となりますか？

A12. 緑ナンバーまたは黒ナンバーの車両であって、自動車検査証（車検証）または軽自動車届出済証の使用者の氏名または名称が申請者と同一であれば対象となります。

Q13. 令和6年12月2日以降に車両を入れ替えた場合は、交付対象となりますか？

A13. 入替え前の車両が交付要件を満たしていた場合に限り、入替え後の車両のみ対象となります。その場合は入替え前後の自動車検査証（車検証）及び登録事項等証明書など、車両登録時期及び入替え時期がわかる書類を提出してください。単なる増車は対象外です。

Q14. 市内に複数の営業所がある場合、申請はどのように行いますか？

A14. 本社またはいずれかの営業所が取りまとめのうえ、対象となる車両の台数を合算して申請してください。

Q15. 一般貨物自動車運送事業と貨物軽自動車運送事業を営んでいますが、申請はまとめて行えますか？

A15. 事業ごとに申請を分ける必要はありません。同一事業者であればまとめて申請してください。

Q16. 許可書等を紛失してしまった場合はどのようにすればいいですか？

A16. 千葉運輸支局に事業に係る「証明願」を提出し、証明書の交付を受け、それを提出してください。証明願の手続きについては、千葉運輸支局にお問い合わせください。

Q17. 令和5年1月以降に車検を更新したため、「電子車検証」と「自動車検査証記録事項」が発行されましたが、「自動車検査証記録事項」を紛失した場合はどのようにすればいいですか？

A17. 「車検証閲覧アプリ」から印刷し、提出してください。「車検証閲覧アプリ」の操作方法は、国土交通省電子車検証特設サイト「車検証閲覧アプリの使い方」からご確認ください。

Q18. 当座預金、ネットバンキング等のため通帳がない場合はどのようにすればいいですか？

A18. 金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義がわかる部分のコピーや画像を印刷したものを提出してください。また、口座名義のカタカナ表記が分かる部分も必ず提出してください。

Q19. 給付金の用途制限はありますか？

A19. 用途については、特に制限はありません。事業継続のために幅広くご活用ください。

Q20. 給付金の振込はいつ頃になりますか？

A20. 申請書類などに不備がない場合は、申請から概ね4～6週間程度で指定口座への入金を予定しています。ただし、申請が同時期に集中した場合等はこの限りではありません。なお、交付が決定した方には、交付決定通知書を送付します。

Q21. 申請書はどこで入手できますか？

A21. 市公式ホームページに申請書等を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。また、市役所（商工観光課）の窓口において申請書を配布しております。

<問い合わせ先>

浦安市 市民経済部 商工観光課	
TEL	047-712-6295 (直通)
メール	shoukougankou@city.urayasu.lg.jp
郵送宛先	〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 浦安市 市民経済部 商工観光課 貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金担当 行